

償却資産申告書へのマイナンバー（個人・法人番号）の記入をお願いします。

個人事業者の方は、受付の際に番号法（第16条）に基づくマイナンバー（個人番号）の確認、及び申告者の本人確認を実施します。個人事業主の方は、12桁の個人番号を、法人事業者の方は、13桁の法人番号を所定の記載欄に記入をお願いいたします。なお、法人事業者の方は、番号確認及び本人確認は不要です。

※マイナンバー（個人・法人番号）の記入のない申告書についても有効なものとして、これまでと同様に申告受付いたします。

本人申告の場合

①マイナンバー（個人番号）確認方法	②本人確認方法
次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 個人番号記載の住民票の写し	次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証（国保、介護保険証等） 4 プレ印字された申告書（熊本市が送付した償却資産申告書）

※郵送による申告の場合は、①と②の書類のコピーを同封してください。

代理人申告の場合

①代理権の確認方法	②代理人の本人確認方法
次のうちいずれか一つの書類を添付 1 委任状 2 税務代理権限証書	<u>代理人が個人の場合</u> 1 個人番号カード 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証（国保、介護保険証等） 4 税理士証票
③本人のマイナンバー（個人番号）確認方法	<u>代理人が法人の場合</u> 2点の提示で確認 1 法人確認書類 登記事項証明書 2 法人との関係を証する書類（社員証など）
次のうちいずれか一つを提示 1 個人番号カード 2 個人番号記載の住民票の写し	

※郵送による代理申告の場合は、①は原本、②と③はコピーを同封してください。

※^{エルタックス}eLTAX（電子申告）の場合は、電子証明書等により本人確認をするため、本人確認資料の添付は不要です。